第三条第一項に次の一号を加える。

四　前条第一項の確認（同項第三号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合であっても、売上割合の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、特定基準日の直前の贈与報告基準日（当該特定基準日が平成二十三年三月十一日以後最初に到来する特定基準日である場合にあっては、平成二十三年三月十一日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が東日本大震災の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある特定基準日までの期間は、これらの事実に該当しないものとみなす。

イ　売上割合が百分の百以上の場合　百分の八十

ロ　売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合　百分の四十

ハ　売上割合が百分の七十未満の場合　零

第三条第五項中「第九条第三項」と」の下に「「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、「若しくは臨時贈与雇用判定期間（同号の臨時贈与雇用判定期間をいう。以下同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と」を加え、「若しくは臨時贈与報告基準日（規則第十二条第十一項に規定する臨時贈与報告基準日をいう。以下同じ。）における」とあるのは「における」と」を「又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と」に改め、「「又は当該臨時贈与報告基準日における」とあるのは「における」と」を削り、「「相続報告基準事業年度」と」の下に「「又は臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と」を加え、同条第八項中「、同号ト(5)中「該当するときを除く」とあるのは「該当するとき、又は、当該被相続人が、代表者であった時において、その同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、その有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であるときを除く」と、「(3)(i)又は(ii)のいずれかに該当するとき。」とあるのは「(3)(ii)に該当するとき。」と」を削る。

第四条第一項の表前条第一項第二号の項中「従業員の数が」を「従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が」に改め、「贈与の時における」の下に「当該事業所の」を、「効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を加え、同表前条第一項第三号の項中「震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額」を「震災直前事業年度の直前の事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額」に改め、「吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額」の下に「に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額」の下に「に当該売上事業年度の月数で除して計算した金額」を加え、「売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）」を「当該売上事業年度」に改め、「効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を、「成立の日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を加え、同条第二項の表前条第一項第二号の項中「従業員の数が当該認定に係る贈与の時における」を「従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の」に「合計数」を「合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に改め、「直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を加え、同表前条第一項第三号の項中「。次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該震災直前事業年度の直前の事業年度における売上金額」に改め、「株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度の月数で除して計算した金額」を加え、「売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）」を「当該売上事業年度」に、「雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（以下この号及び次項において「特定基準日」という。）の翌日から一年を経過する日をいう。次項において同じ。）」を「当該雇用基準日」に改め、「直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を加え、同条第三項中「、「第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度」とあるのは「第十二条第三項第六号に規定する相続報告基準事業年度」と」を削る。

様式第5を次のように改める。

様式第5

売上割合及び雇用割合に係る報告書

年　月　日

経済産業大臣名　殿

郵便番号
会社所在地
会　社　名
電　話　番　号
代表者の氏名　　印